

改正種の保存法に関する概要 〜象牙等取扱事業者向け〜

平成30年3月 環境省 自然環境局 野生生物課 経済産業省 製造産業局 生活製品課

目次

1. 改正趣旨·背景

- 1. 1 改正趣旨(概要)
- 1. 2 象牙取引に係る最近の国際的な動き
- 1.3 象牙取引に係る国内の状況

2. 改正の全体像

3.特別国際種事業の新設について

- 3. 1 特別国際種事業者の登録について
- 3. 2 特別国際種事業者の義務等について
- 3.3 特別国際種事業について(まとめ)

4. 特定国際種事業の改正について

- 4. 1 特定国際種事業者の義務等について
- 4. 2 特定国際種事業について(まとめ)

5. 違反事例等について

- 5. 1 象牙等国内取引に係る最近の違反事例について
- 5.2 まとめ

1. 改正趣旨·背景

1. 1 改正趣旨(概要)

改正趣旨

- ・象牙製品等(※)については、個々の譲渡し等を規制する代わりに、象牙の譲渡し又は引渡しの業務を伴う事業を行おうとする者による届出を義務付けている。
- ・しかし、近年、国内では未届の事業者や届出事業者による違反事例等が確認されている他、 国際的には国内市場の管理強化を求める動きが高まってきている。
- ・こうした状況を踏まえ、**さらに厳格な国内市場の管理を行うための必要な措置**を講ずる。
- ・うみがめ科の甲の端材等については、違反事例の報告がないこと、国内で養殖が開始されたこと、 国際的な管理強化の要請もないこと等に鑑み、既存の事業規制の枠組みは変更しない。

改正概要

- ①象牙製品等を扱う事業を届出制から登録制(更新制)へ変更。 特別国際種事業者として登録。
- ②象牙製品等を扱う事業者の義務の追加及び罰則等の強化
- ③うみがめ科の甲の端材等を扱う事業者の義務の追加

施行日

平成30年6月1日



1. 2 象牙取引に係る最近の国際的な動き

平成28年9月~10月に開催されたワシントン条約ュ第17回締約国会議では、アフリカゾウの密猟を抑制するため、「密猟や違法取引に寄与する市場の閉鎖」を勧告する決議が採択。

平成29年11月に開催されたワシントン条約第69回常設委員会では、次回の常設委員会でゾウ標本に関する決議10.10の実施状況について報告すること等が合意された。

国内市場の適正管理を継続するためにも、より厳正な対応が必要。

ワシントン条約第17回締約国会議における勧告決議 (平成28年10月4日採択)

【概要】

- 管轄下に<u>密猟や違法取引に寄与する合法の象牙国内市場</u>を有する全ての締約国及び非締約国は、象牙及び象牙製品の商業取引市場の閉鎖のために必要なあらゆる立法上、規制上及び執行上の行動を、喫緊の課題として実施することを勧告する。
- いくつかの品目については、この閉鎖の狭い例外が認められることを認識する。いずれの例外も密猟や違法取引に寄与してはならない。
- 象牙の商業取引の国内象牙市場を閉鎖していない締約国に対し、喫緊の課題として、上記勧告を実施することを求める。

【評価】

- 我が国は、アフリカゾウの密猟や違法取引の撲滅は締約国が取り組むべき喫緊の課題との共通認識に立ち、種の存続を脅かさない商業取引は、種や生態系の保全、地域社会の発展に貢献しうる(いわゆる、持続可能な利用)との考え方の下、作業部会での議論
 に建設的に参加。
- この結果、閉鎖されるべきは密猟や違法取引につながる国内市場であるといった、我が国のみならず米国も含む複数の締約国の意見が反映された修正案をまとめるに至った。
- 採択された決議が、厳格に管理されている我が国の国内象牙市場の閉鎖を求める内容ではないことは評価できるもの。
- 我が国としては、象牙の国内取引に対してさらに厳格な管理を行っていく考え。

注1:絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約

1.3 象牙取引に係る国内の状況

関係各省及び産業界とも連携の上、国内市場における取引管理を実施。

近年、未届の事業者や届出事業者による違反事例等が確認されているが、現行制度では、仮に過去に悪質な法令違反行為等を行ったことが明らかな場合であっても、届出を拒否できず、事業を継続できる等といった事象が生じる余地がある。

国内市場の適正管理を継続するためにも、より厳正な対応が必要。

【関係各省での国内取引管理に資する取組】

- ①特定国際種事業者の違反行為に対する厳正な対処 [環境省、経済産業省、警察庁] 平成28年度は50事業所に立入検査し、種の保存法違反が認められた3事業者に対し行政処分を行い、公表した。
- ②古物業界に対する周知 [環境省、経済産業省、警察庁] 平成28年11月及び平成29年12月、各都道府県警察に対して管内の象牙製品を取り扱う可能性のある古物商 及び質屋に対し、国内取引管理制度の周知を依頼した。
- ③象牙製品製造者団体による講習会 [日本象牙美術工芸組合連合会] 平成29年1月、関係省庁及びNGOの協力の下、製造事業者向けの制度講習会を開催した。
- ④象牙製品に係る標章の一層の普及 [環境省、経済産業省] 当協議会参加機関である印材卸及び印章小売の各団体から、それぞれの会員に対し て標章の一層の普及への協力依頼を通知した。
- ⑤電子商取引における取引適正化の推進 [民間企業、環境省、経済産業省] プラットフォーム提供事業者による自主規制やパトロールの強化等により、無届事業者は ほぼいなくなったと考えられる。

出所:適正な象牙取引の推進に関する官民協議会フォローアップ報告書(概要)



2. 改正の全体像

改正の全体像

※赤字: 今回の改正事項

※実線枠:義務

※点線枠:任意規定

象牙等国内取引管理に係る変更事項は以下のとおり。

象牙

うみがめ科の甲

全形を保持した原材料器官等の登録



牛牙・磨牙・彫牙

- ・譲渡し等を行う場合の登録
- ・販売目的の陳列時の登録票備え付け
- ・販売目的の広告時の登録記号番号及び登録年月日の表示
- ・登録手数料の改定(新規登録5,000円)
- ・罰則の強化



事業の登録(特別国際種事業)



カットピース



端材

- ・環境省及び経済産業省(※事業登録機関)への登録 (登録免許税:90,000円、新規手数料:33,500円)
- •台帳記載
- 登録事項の変更・廃止の届出
- ・5年毎の登録の更新制(更新手数料:32,500円)
- ・所有する全形牙の登録
- ・一定の大きさかつ重量以上のカットピース等の 管理票作成
- ・陳列・広告時の登録番号等の表示
- 特別国際種事業者登録簿の公表

事業の届出(特定国際種事業)



背甲、端材等

- 環境省及び経済産業省への 届出
- 台帳記載
- ・届出事項の変更・廃止の届出
- 陳列・広告時の届出番号等の
- ・特定国際種事業者届出簿の公



装飾品



・標章の交付







装飾品

かんざし

(参考)国際希少野生動植物種における法律用語

※赤字:今回の改正事項(軽微な改正は除く)

- ※緑色塗りつぶし:全形を保持した個体登録
- ※青色塗りつぶし:特定国際種事業者
- ※オレンジ色塗りつぶし:特別国際種事業者

個体(法6Ⅱ4) ※希少野生動植物種共通の概念

自然の状態においてその種が通常備えている 外形的、生理的構造を有する有機体の全体 (生死は問わない)。



(アフリカゾウ)

加工品(法6Ⅱ4)、令4・別表第四)

A.個体の加工品(法20II③)

個体を主たる原材料とす る製品。はく製や標本。



(うみがめのはく製)

器官(法6Ⅱ4)、令3・別表第四)※希少野生動植物種共通の概念

個体の部分及び派生物。社会通念上需要が生じる可能性があり、 種を容易に識別できるものを指定。毛皮、牙、羽毛など。

原材料器官等(法12 I 4)、令5・別表第五)

本邦内において製品の原材料として使用さ れているもの。せんざんこう科の皮、ぞう 科の皮及び牙、おおとかげ科の皮、うみが め科の皮及び甲。これらの加工品も含む



(象牙の生牙)

B.器官の加工品(法20II③)

器官を主たる原材料とする製品及び作成過程の加工品 を含む。毛皮製品、牙を材料とした印章など。



特定器官等(法12 I ④、令6)

原材料器官等及びその加工品のうち、全形を保持していないもの。 象牙のカットピースや印章、べっ甲の眼鏡など。





(うみがめ科の甲の端材)

特定器官等のうち、取引の態 様等を勘案して政令で定める もの(ぞう科の牙及びその加 工品)。象牙のカットピース や印章など。



(象牙のカットピース)



(象牙の印章)



(おおとかげ科の皮の鞄)

対象外(令10)

※特定器官等ではあるが届出

(うみがめ科の甲の眼鏡) ※特定器官等ではあるが届 出対象外(令11)

3. 特別国際種事業の新設について









3. 1 特別国際種事業者の登録について

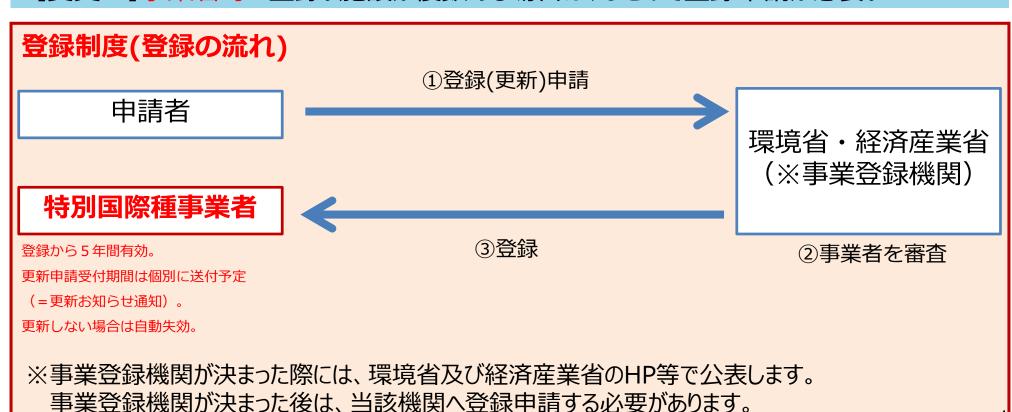
【変更1】象牙のカットピースや製品を扱う事業者の届出制を登録制に。

登録後は「特別国際種事業者」となります。

【変更2】5年毎に登録の更新が必要。

更新申請受付期間は、有効期間が満了する日以前1年6月以内。

【変更3】事業者毎に登録。施設が複数ある場合は、まとめて登録申請が必要。



登録(更新)の仕方

登録(更新)には、申請が必要です。以下の提出書類を揃えて窓口に郵送ください。 内容を審査の上、審査の結果を通知します。

【提出書類】

- 手数料分の収入印紙を貼付した申請書(新規:33,500円、更新:32,500円)
- 申請者が現に占有している全ての全形を保持した象牙の登録票の写し、及び該当する全形を保持した象牙と当該登録票を撮影した写真
- 法第33条の6第6項各号(欠格事由)(注1)のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 法人にあっては法人の登記簿謄本又は登記事項証明書・定款・役員名簿、個人にあっては氏名及び 現住所が確認できる公的機関の発行した身分証等の写し(例:住民票、運転免許証、パスポート、 住民基本台帳カード、年金手帳等。社員証、クレジットカード、タスポ等民間団体発行の身分証は不 可。)
- 登録免許税納付書又は領収証書(90,000円。初回登録時のみ。)
- ※上記書類の他、必要に応じて書類の提出を求める可能性があります。
- 注1:改正種の保存法第33条の6第6項
- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 三 第33条の13の規定により登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
- 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 五 法人であって、その業務を行う役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 六 未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人であって、その法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

特定国際種事業の届出をしている方の改正法(平成30年6月1日以降)における扱いについて

- ①改正法施行にあわせて、自動的に**特別国際種事業者**とみなされます。(改正法附則第6条第1項) →この時点での特別な手続き、登録免許税及び手数料の納付の必要はありません。
- ②事業を継続する場合は、**下表の期日までに更新**する必要があります。(改正法附則第6条第2項)
 - →初回更新時に、新たな登録番号を付与する予定です。

特定国際種事業の届出日	最初の更新期日	更新申請受付期間
平成11年3月17日以前	平成31年11月30日まで	平成30年6月1日~平成31年11月30日
平成11年3月18日以降	平成33年5月31日まで	平成31年12月1日~平成33年5月31日

- ※更新申請受付期間は、有効期間が満了する日以前1年6カ月以内。
- ※上記の期日までに最初の登録更新手続をした場合、それ以降は5年毎の更新。
- ③施設(届出番号)が複数ある事業者は、最初に更新期日が来る施設の期日までに全ての施設を1度にまとめて更新。その際の手数料は1件分の手続きとします。
 - ※更新お知らせ通知は施設毎に送付しますが、更新申請は全ての施設を1度にまとめて行ってください。

【具体例】○○株式会社

ENCIT IN JA				
施設名	届出番号	特定国際種事業の届出日	最初の更新期日	最初に更新期日
施設A	A-000	平成10年2月1日	坐成31任11日30日主で	・取物に更利朔ロ ・が来る施設
施設B	S-0-0000	平成17年9月20日	平成33年5月31日まで	73 711 (3 1) (1)
施設C	S-0-0000	平成20年1月16日	平成33年5月31日まで	

上記の場合、施設Aの更新期日にあわせ、平成31年11月30日までに〇〇株式会社として施設A~Cをまとめて更新。

(参考) 施設(届出番号)が複数ある事業者の更新具体例

〇法人格が別である場合(フランチャイズ店等)は、別々に更新。

【例1】Aさんは「○○判子 ○○店」をフランチャイズ店として経営している。フランチャイズ元である「◆◆判子株式会社」とは法人格が別である。この場合、Aさんは平成33年5月31日までに「○○判子 ○○店」を更新し、「◆◆判子株式会社」は平成33年5月31日までに「○○判子 △△店」及び「○○判子 ××店」をまとめて更新となります。

施設名	事業者	届出番号	特定国際種事業の届出日	最初の更新期日
〇〇判子 〇〇店	Aさん	T-O-0000	平成12年2月1日	平成33年5月31日まで
○○判子 △△店	◆◆判子株式会社	T-0-0000	平成15年9月20日	平成33年5月31日まで
〇〇判子 ××店	◆◆判子株式会社	T-O-0000	平成20年1月16日	平成33年5月31日まで

〇個人事業主である場合は、別々に更新。

【例 2 】 BさんとCさんは親子で、それぞれ象牙の根付を製造しており、Bさんは「〇〇象牙」及び「〇〇象牙 \times 、Cさんは「〇〇象牙 \triangle 」を経営している。個人事業主の営む事業はそれぞれの個人のものとなりますので、この場合は、Bさんは平成31年11月30日までに「〇〇象牙」及び「〇〇象牙 \times 、」を更新し、Cさんは平成33年5月31日までに「〇〇象牙店 \triangle 」を更新となります。

施設名	事業者	届出番号	特定国際種事業の届出日	最初の更新期日
〇〇象牙	Bさん	A-000	平成10年2月1日	平成31年11月30日まで
○○象牙 ××	Bさん	A-000	平成15年9月20日	平成33年5月31日まで
○○象牙 △△	Cさん	A-000	平成20年1月16日	平成33年5月31日まで

3. 2 特別国際種事業者の義務等について

【変更4】占有する全形牙の全数登録が必要。

特別国際種事業者の新規登録又は更新申請の際に、申請者が占有している

- ①全ての全形牙の登録票の写し
- ②全形牙とその登録票を撮影した写真

を提出していただくことになります。





全形牙の登録には一定の時間がかかりますので、余裕をもって登録ください。

【全形牙の登録申請窓口】

一般財団法人 自然環境研究センター(個体等登録機関)

電話:03-6659-6018(平日10時~17時)

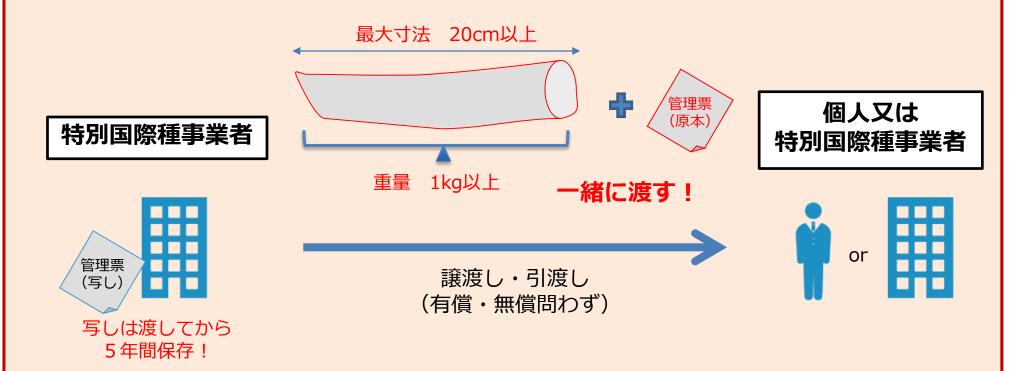
FAX: 03-6659-6320

http://www.jwrc.or.jp/service/cites/index.htm

【変更 5】1kg以上かつ20cm以上のカットピース等の管理票の作成・保存が必要。

全形を保持する牙の登録手続きを避ける「法逃れ」を防ぐなどの理由から、平成30年6月1日 以降に全形牙やカットピースの分割等により、**重量が1kg以上かつ最大寸法が20cm以上の** カットピース等を新たに入手した場合は、管理票の作成及び保存が必要です。

当該カットピース等を譲渡し又は引渡しする際は、**管理票とともに渡す必要**があります。また、ご 自身では当該**管理票を渡した日からその写しを5年間保存**する必要があります(※)。



(※) 1kg未満又は20cm未満のカットピース等の管理票を**任意で作成**し、当該カットピース等を譲渡し又は引渡しする際も、**管理票とともに渡す**必要があります。また、ご自身では当該**管理票を渡した日からその写しを5年間保存**する必要があります。

【変更6】陳列・広告時には以下事項の表示が必要です。

無登録事業者の違法な取引を防止し、一般国民から誤解されることなく適正に事業実施している事業者を容易に識別できるようにするため、**陳列・広告を行う場合**(非売品展示等その目的、有償・無償、媒体は問いません。)、**以下の事項を公衆の見やすいように表示**しなければなりません。

【表示事項】

- •登録番号
- ・特別国際種事業者の氏名又は名称
- ・特別国際種事業者の住所
- ・法人にあっては、代表者の氏名
- ・譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特別特定器官等の種別(ぞう科の牙及びその加工品)
- ・登録の有効期間の満了の日
- ※特定国際種事業届出をしている方は、初回更新までは上記事項の「登録」とある部分を「届出」と、「特別国際種事業者」とある部分を「特定国際種事業者」と読み替えて対応ください。

【表示の仕方】

店舗、露店、インターネット等場所を問わず、一般の方が見やすいように表示。

表示の様式、大きさ、媒体等は問いません。

※今後、店舗掲示用等に参考様式を公表する予定です。 なお、作成は事業者各自で行ってください。

(参考)表示の仕方の具体例

一般の方が、全表示事項を①確認できる場所・位置に、②確認できる大きさ・状態で、表示。

(例1) 店舗・露店等での陳列表示

- 店舗内のバッケード(倉庫)に表示。 → 店舗内の客から
 - → 店舗内の客から見える場所に、表示。 一般の方が見える場所に表示する必要があるため。
- 文字が潰れて読み取れない状態で、表示。→ 表示事項が読みとれる大きさ・状態で、表示。 一般の方が表示事項を確認できるように表示する必要 があるため。
- 販売場所が 5 階であって、店舗の 1 階で → 可能な限り販売場所と同じ場所に、表示。 表示。 一般の方が分かる場所に表示する必要があるため。
- 既存の届出ステンカーを表示。

→ ご自身で表示事項を記載した紙等を用意し、表示。 届出ステッカーには全ての表示事項の記載がないため。

(例2) インターネット・カタログ等での陳列表示

商品の販売ページ、トップページ、会社概要等、一般の方が分かる位置、確認しやすいページに表示。

(例3)広告表示

「象牙印章取り扱い」と広告

→ 表示必要! 特別国際種事業としての取引の旨、広告しているため。

「印章売ります!」と広告

特別国際種事業としての取引の旨、広告していないため。

(参考)表示イメージ

表示例① 店舗掲示等 (※)

特別国際種事業者			
登録番号	第 号		
氏名又は名称	〇〇〇株式会社		
住所	東京都霞が関〇丁目〇番地〇号		
代表者の氏名	代表取締役 環経 太郎		
譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特別 特定器官等の種別	ぞう科の牙及びその加工品		
登録の有効期間の満了の日	平成〇年〇月〇日		

表示例② 広告

象牙印章販売

本象牙使用!

OO株式会社 東京都霞が開OT目O番地O号

特別国際種事業者

(ぞう科の牙及びその加工品)第 号 登録の有効期間の満了日 平成〇年〇月〇日

代表取締役 環経 太郎



※今後、店舗掲示用等に参考様式を公表する予定です。

(参考)義務事項

以下の義務については、変更ありません。

- ○取引記録(記載台帳)の記載と保存
- ・取引のたびに記載台帳に記載する必要があります。
- ・記載台帳は**5年間保存**し、環境大臣及び経済産業大臣の求めに応じて**提出する** 必要があります**(報告徴収)。**

○事業の変更又は廃止の届出

- ・登録事項に変更があったときや、事業を廃止したときは、その日から起算して30日以内に環境大臣及び経済産業省大臣(※)宛てに届け出る必要があります。
- (※) 事業登録機関が決まった後は、当該機関が宛先です。

(参考)任意事項

以下の任意事項については、変更ありません。

- 〇1kg未満又は20cm未満のカットピース等の管理票の作成(※)
- ○認定を受けること(標章)
 - (※) 但し、当該カットピース等を譲渡し又は引渡しする際は、**管理票とともに渡す必要** があります。また、ご自身では当該**管理票を渡した日からその写しを5年間保存**する必要があります。

【変更7】特別国際種事業者登録簿を公表します。

無登録事業者の違法な取引を防止し、一般国民から誤解されることなく適正に事業実施している事業者を容易に識別できるようにするため、登録時に申請した内容のうち、以下の情報を特別国際種事業者登録簿として、環境省及び経済産業省のウェブページ(※)で公表します。特定国際種事業の届出をしている方については、既に届け出ている内容から該当する情報を公表します。

【公表事項】

- ・特別国際種事業者の氏名又は名称
- ・登録番号(特定国際種事業の届出をしている方は、届出番号)
- 特別国際種事業者の住所
- ・法人にあっては、代表者の氏名
- ・特別特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称
- ・特別特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の所在地
- ・譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特別特定器官等の種別(ぞう科の牙及び その加工品)
- ・登録年月日(特定国際種事業の届出をしている方は、平成30年6月1日)
- ・登録の有効期間の満了の日(特定国際種事業の届出をしている方は、平成31年 11月30日又は平成33年5月31日)
- (※) 事業登録機関が決まった後は、当該機関のウェブページ等で公表します。

【変更8】罰則を強化します。

【変更9】必要に応じ措置命令、業務停止命令又は登録取消しを行います。

昨今の違反事例や国際的な要請等を踏まえ、象牙の国内取引の更に厳格な管理が求められていることから、違反者に対する罰則を強化します。

主な違反内容	罰則
無登録事業、虚偽の登録・更新	5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又は これの併科(法人の場合は、1億円以下の罰金)
規定遵守措置命令違反	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
業務停止命令違反、管理票作成義務違反、管理票 への虚偽記載、等	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
変更・廃止届出義務違反、虚偽の資料提出、書類 不備、報告徴収・立入検査拒否、認定品以外への 標章取付禁止違反、等	30万円以下の罰金

必要に応じ措置命令、以下に該当する場合は業務停止命令(6月以内の期間を定め、事業 の全部又は一部の停止)又は登録取消しを行います。

実施に当たっては、違反内容の程度や偽った事項等を総合的に考慮し判断します。登録が取消された場合、取消しの日から5年を経過しないうちは再登録できません。

- ①種の保存法関係法令の規定や種の保存法に基づく処分に違反した場合
- ②不正の手段により事業登録又は更新を受けた場合
- ③登録申請時の欠格事由(法第33条の6第6項各号)に該当することになった場合
- ④虚偽の事項を記載した管理票を作成した場合

3. 3 特別国際種事業について(まとめ)

※赤字:今回の改正事項

申請者

特別国際種事業者

①登録(更新)申請

環境省·経済産業省 (※事業登録機関)

③登録 ②事業者を審査

【登録時の義務】

- |・環境省及び経済産業省(※事業登録機関)への登録義務(法第33条の6)
- ・占有する全形牙の全数登録義務(法第33条の6)

【登録後の義務】

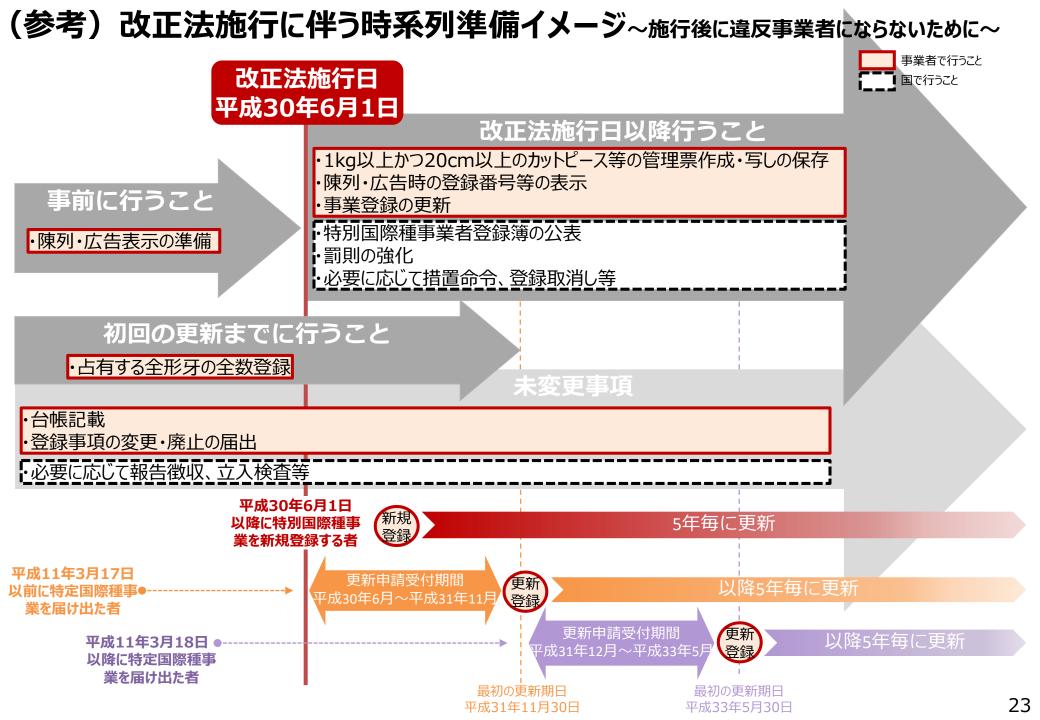
- ・取引記録(記載台帳)の記載と保存義務(法第33条の11)
- ・登録事項の変更・廃止の届出義務(法第33条の7、33条の9)
- ・5年毎の登録の更新義務(法第33条の10)
- ・1kg以上かつ20cm以上のカットピース等の管理票作成義務・写しの保存義務(法第33条の23)
- ・陳列・広告時の登録番号等の表示義務(法第33条の11)

【任意事項】

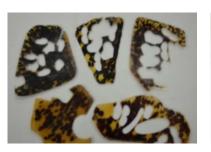
- ・上記義務の範囲外での管理票の作成・写しの保存義務(法第33条の23)
- ・認定を受けること(標章)(法第33条の25)

【国の対応】

- ・特別国際種事業者登録簿の公表(法第33条の8)
- ・罰則の強化(法第57条の2、58条、59条、63条、65条)
- ・必要に応じて措置命令、報告徴収、立入検査、登録取消し等(法第33条の13、33条の14等₂₂



4. 特定国際種事業の改正について





4. 1 特定国際種事業者の義務等について

【変更1】陳列・広告時には以下事項の表示が必要です。

無届事業者の違法な取引を防止し、一般国民から誤解されることなく適正に事業実施している事業者を容易に識別できるようにするため、**陳列・広告を行う場合**(非売品展示等その目的、有償・無償、媒体は問いません。)、**以下の事項を公衆の見やすいように表示**しなければなりません。

【表示事項】

- ・届出番号
- ・届出者の氏名又は名称
- ・届出者の住所
- ・法人にあっては、代表者の氏名
- ・譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特定器官等の種別(うみがめ科の甲)

【表示の仕方】

店舗、露店、インターネット等場所を問わず、一般の方が見やすいように表示。 表示の様式、大きさ、媒体等は問いません。

※今後、店舗掲示用等に参考様式を公表する予定です。 なお、作成は事業者各自で行ってください。

(参考)表示の仕方の具体例

一般の方が、全表示事項を①確認できる場所・位置に、②確認できる大きさ・状態で、表示。

(例1) 店舗・露店等での陳列表示

- 店舗内のバックマード(倉庫)に表示。 → 店舗内の客から見える場所に、表示。 ー般の方が見える場所に表示する必要があるため。
- 文字が潰れて読み取れない状態で、表示。→ 表示事項が読みとれる大きさ・状態で、表示。 一般の方が表示事項を確認できるように表示する必要 があるため。
- 販売場所が5階であって、店舗の1階で → 可能な限り販売場所と同じ場所に、表示。 表示。 一般の方が分かる場所に表示する必要があるため。
- 既存の届出ステンカーを表示。

→ ご自身で表示事項を記載した紙等を用意し、表示。 届出ステッカーには全ての表示事項の記載がないため。

(例2) インターネット・カタログ等での陳列表示

商品の販売ページ、トップページ、会社概要等、一般の方が分かる位置、確認しやすいページに表示。

(例3) 広告表示

「タイマイの端材売ります!」と広告 → 表示必要! 特定国際種事業としての取引の旨、広告しているため。

「和楽器製造します!」と広告

表示不要! 特定国際種事業としての取引の旨、広告していないため。

(参考)表示イメージ

表示例① 店舗掲示等 (※)

特定国際種事業者		
届出番号	B-000	
氏名又は名称	〇〇〇株式会社	
住所	東京都霞が関〇丁目〇番地〇号	
代表者の氏名	代表取締役 環経 太郎	
譲渡し又は引渡しの業務の対象と する特定器官等の種別	うみがめ科の甲	

表示例② 広告





※今後、店舗掲示用等に参考様式を公表する予定です。

【変更2】特定国際種事業者届出簿を公表します。

無届事業者の違法な取引を防止し、一般国民から誤解されることなく適正に事業実施している事業者を容易に識別できるようにするため、**届出時に申請した内容のうち、以下の情報を特定国際種事業者届出簿として、環境省及び経済産業省のウェブページで公表**します。 法施行前に特定国際種事業の届出をしている方については、既に届け出ている内容から以下の情報を公表します。

【公表事項】

- ・届出をした者の氏名又は名称
- ・届出をした者の住所
- ・届出番号
- ・法人にあっては、代表者の氏名
- ・特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称
- ・特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の所在地
- ・譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特定器官等の種別(うみがめ科の甲)
- ・届出年月日

(参考) 義務事項

以下の義務については、変更ありません。

- ○取引記録(記載台帳)の記載と保存
- 取引のたびに記載台帳に記載する必要があります。
- ・記載台帳は**5年間保存**し、環境大臣及び経済産業大臣の求めに応じて**提出する** 必要があります**(報告徴収)。**

- ○事業の変更又は廃止の届出
- ・届出事項に変更があったときや、事業を廃止したときは、その日から起算して30日以内に環境大臣及び経済産業省大臣宛てに届け出る必要があります。

4. 2 特定国際種事業について(まとめ)

※赤字: 今回の改正事項



【届出時の義務】

・環境省及び経済産業省への届出義務(法第33条の2)

【届出後の義務】

- ・取引記録(記載台帳)の記載と保存義務(法第33条の3)
- ・届出事項の変更又は廃止の届出義務(法第33条の5において準用する法第30条の4)
- ・陳列・広告時の登録番号等の表示義務(法第33条の5において準用する法第31条第3項)

【国の対応】

- ・特定国際種事業者届出簿の公表(法第33条の5において準用する法第30条の3)
- ・罰則(法第59条、62条、63条)
- ・必要に応じて報告徴収、立入検査、指示等(法第33条の5において準用する法第33条第1項、 法第33条の4)

5. 違反事例等について

5.1 象牙等国内取引に係る最近の違反事例について

象牙取引に係る違反行為の事例は以下の通りです。

○象牙取引に係る種の保存法違反検挙事件数

検挙事件数の増加は、象牙取引に係る国内外の関心の高まりに応じて捜査の端緒情報の提供が増えたことが一因と考えられる。なお、いずれも密輸出入と認められる事犯ではなかった。

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
検挙事件数	1	1	3	6

出所:警察庁(統計は平成25年開始)

〇特定国際種事業者の違反行為に対する厳正な対処

平成28年度は50事業所に立入検査を実施し(前年度44事業所)、種の保存法違反が認められた3事業者に対し、同 法の規定に基づく行政処分(改善措置等の指示)を行い、公表した。

(ア) 処分日: 平成28年9月2日 被処分者: 象牙製品製造事業者(静岡県) (イ) 処分日: 平成29年3月17日 被処分者: 象牙製品製造事業者(東京都) (ウ) 処分日: 平成29年8月25日 被処分者: 象牙製品小売事業者(東京都)

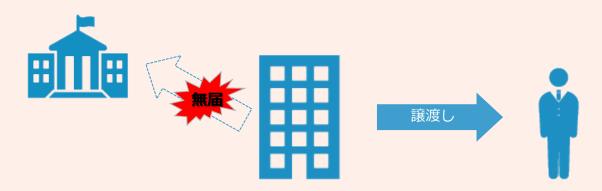
上記(ア)の事案については、立入検査において無登録の全形牙の購入を確認したため警察に通報し、その後の捜査を経て立件。

【違反行為の具体的事例】

- ・ある象牙製品製造事業者は、無登録のアフリカゾウの牙4本とアジアゾウの牙1本の合計5本を約130万円で各々個人から譲り受けた。(登録を受けていない全形牙の譲渡し等禁止違反 平成27年2月~平成28年6月、静岡県)
 - ⇒環境省及び経済産業省の立入検査にて発覚!
- ・ある象牙製品製造事業者は、無登録のアフリカゾウの牙1本を45,000円で、無登録のアジアゾウの各1本を99,300円で各々個人から譲り受けた。(登録を受けていない全形牙の譲渡し等禁止違反 平成27年4月~同年8月、奈良県)
- ・ある古物商は、無登録のアフリカゾウの牙1本を15万円で個人から譲り受けた。(登録 を受けていない全形牙の譲渡し等禁止違反 平成28年2月、大阪府)
- ※上記事例は譲渡しをした個人についても、譲渡しを行う場合の全形牙の登録義務違反で検挙されている。

【違法行為の具体的事例~続き】

・あるリサイクル業者は、特定国際種事業の届出をせずに、象牙でできた箸など2点を違法 に譲り渡した。(特定国際種事業届出義務違反 平成27年9月~同年11月、広島県)



・ある象牙製品製造事業者は、自社で製造した象牙のアクセサリー等の譲渡しを多数実施 しているにもかかわらず、過去5年間に亘り、台帳に「取引無し」等の虚偽記載をしてい た。(台帳記載義務違反 平成23年6月~平成28年6月、静岡県)



⇒環境省及び経済産業省の報告徴収及び立入検査にて発覚!

5. 2 まとめ

今般の法改正と共に法執行を強化することで、象牙等取引のさらに厳格な管理を行います。 違法な象牙等の国内取引を防止し、取引の一層の適正化を図るため、法令を遵守して事業運営を行うようお願いいたします。

改正種の保存法スケジュール

平成29年6月 2日 法律の公布 平成30年1月31日 政令の公布 平成30年2月19日 省令の公布 平成30年6月 1日 法律・政令・省令等の施行



その他

種の保存法の最新情報や関連資料等は、環境省及び経済産業省のウェブページにて逐次提供しておりますので、ご参照ください。

◆環境省

http://www.env.go.jp/nature/kisho/hozen/hozonho.html

◆経済産業省

http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/seikatsuseihin/zougebekkou/index.html

お問い合わせ-本省-

	住所(電話)
環境省 自然環境局 野生生物課	〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館
操绕自 自然操绕的 封工工物脉 	電話:03-5521-8283 FAX:03-3581-7090
経済産業省 製造産業局 生活製品課 (※)	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
胜月庄亲自 表边庄亲问 土冶表吅铢 (公)	電話:03-3501-1089 FAX:03-3501-6793

(※) 特別国際種事業及び特定国際種事業の手続き窓口。なお、特別国際種事業は、事業登録機関が決まった後は、当該機関が窓口です。34

お問い合わせ-地方(環境省)-

局課名		所管都道府県
北海道地方環境事務所	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎3階 (電話:011-299-1950)	北海道
釧路自然環境事務所	〒085-8639 釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎4階 (電話:0154-32-7500)	北海道のうち釧路市、北見市、網走市、紋別市、根室市、網走郡、斜里郡、常呂郡、紋別郡、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、標津郡、野付郡、目梨郡
東北地方環境事務所	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6F (電話:022-722-2870)	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、 福島県
関東地方環境事務所	さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル18F (電話:048-600-0516)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡 県
中部地方環境事務所	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-2 (電話:052-955-2130)	石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県
長野自然環境事務所	〒380-0846 長野県長野市旭町1108 長野第一合同庁舎 (電話:026-231-6570)	富山県、長野県
近畿地方環境事務所	〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 大阪マーチャンダイズマート(OMM)ビル8F (電話:06-4792-0700)	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県
中国四国地方環境事務所	〒700-0907 岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎11 F (電話:086-223-1577)	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、 徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州地方環境事務所	〒860-0047 熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟4階 (電話:096-322-2400)	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、 宮崎県、鹿児島県
那覇自然環境事務所	〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1丁目15番15号 那覇第一地方合同庁舎1階 (電話:098-836-6400)	鹿児島県のうち奄美市、大島郡、沖縄県 35

お問い合わせ地方-地方(経済産業省)-

נישי-נישיש לים ואומונט		
局課名	住所(電話)	所管都道府県
北海道経済産業局 地域経済部 製造産業課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 (電話:011-709-1784)	北海道
東北経済産業局 地域経済部 (3/31まで)情報・製造産業課 (4/1から)製造産業課	(電話:022-221-4903)	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東経済産業局 産業部 (3/31まで)国際課 (4/1から)製造産業課	(電話:048-600-0261) *4/1以降は、048-600-0311	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神 奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
中部経済産業局 産業部 製造産業課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 (電話:052-951-2724)	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県
近畿経済産業局 産業部 製造産業課	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 (電話:06-6966-6022)	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和 歌山県
中国経済産業局 地域経済部 地域経済課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 (電話:082-224-5684)	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国経済産業局 地域経済部 製造産業課	〒760-8512 高松市サンポート3-33 (電話:087-811-8520)	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州経済産業局 地域経済部 製造産業課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 (電話:092-482-5445)	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 地域経済課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 (電話:098-866-1730)	沖縄県 3 <i>6</i>